

果樹農業振興基本方針の策定
に当たっての中間論点整理

平成16年8月11日

食料・農業・農村政策審議会
生産分科会果樹部会

はじめに

我が国の果樹政策は、「果樹農業の振興を図るための基本方針（平成12年4月）」（以下「果樹農業振興基本方針」という。）及び「今後の果樹対策について（平成12年11月）」に基づき、①需給調整の強化を前提とした経営安定対策、②「ブランド・ニッポン」果実の安定生産・供給体制の確立、③果物を毎日の食生活に定着させ需要の拡大を図るため「毎日くだもの200g運動」を柱とする消費拡大対策の推進を行ってきたところである。

しかし、果樹産地においては、生産規模の拡大の遅れをはじめ、高齢化の進展、後継者不足等を背景に産地基盤が弱体化しており、その結果、生産力が低下している状況にある。また、果実の消費は、食の簡便化志向の強い若年層を中心とした果実離れ等により伸び悩んでいる状況にある。

このような状況を解決するためには、豊かな食生活、健康の維持増進を図る上で欠くことのできない果実の重要性を踏まえ、担い手が中心となった生産・販売活動が行えるよう、果樹産地の構造改革を進めるとともに、担い手への経営支援等を見直していくことが喫緊の課題である。

こうした認識の下、本部会は、本年2月に農林水産大臣から現行基本方針の変更に留意すべき事項について諮問を受けた。

現行基本方針の見直しに際し、部会の下に産地・経営小委員会と需給小委員会を設置し、果樹の生産、需給調整、流通、加工、消費の現状と課題を中心に、それぞれ3回にわたって議論を進めてきたところである。

この中間論点整理は、果樹農業をめぐる現状と課題について、可能な限り客観的資料等により総合的に検証することにより、果樹農業の関係者の共通認識を醸成し、今後の果樹農業の施策の検討方向についての基本的な考え方を提示したものである。

本部会は、この中間論点整理を基礎に、対策の方向について更なる具体化を図ることとするが、現場段階においても、この中間論点整理を基に今後の施策のあり方について、活発な議論が行われるよう、関係者に強く求めるものである。

1 産地・担い手

(1) 産地のあるべき姿

ア 現状

果樹農業においては、通常、選果場を単位に産地を形成し、特色を持った取組が行われており、他の品目に比べて産地の持つ位置づけが大きい。

しかしながら、これら産地においては、必ずしも、消費者ニーズを踏まえ、生産から出荷・販売まで一貫した方針を持った取組が行われておらず、担い手の規模拡大の遅れ、後継者不足、高齢化の進展等による生産基盤の脆弱化が見られる状況となっている。

イ 課題

戦略的な生産、販売により、競争力のある産地の構築が必要であり、そのためには、担い手の育成や園地等の整備について、目指すべき産地の姿を明確にすることが必要である。

ウ 今後の方向

- ① 消費者ニーズに対応した果実を生産し、競争力ある産地を再構築するため、産地ごとに具体的な目標とそれを実現するための戦略の策定が必要ではないか。
- ② 具体的な産地の目標、例えば、
 - ・ 果実専門店での高価格販売を目指した高品質化の追求あるいは、量販店との契約による低コストかつ安定的な果実の生産など産地の姿を明確にした上で、
 - ・ 目標を実現するための具体的な戦略として、意志決定の仕組み、核となる担い手の明確化、生産の主体となる園地の明確化、担い手への園地集積への取組方法、園地集積を円滑に行うための基盤整備のあり方、労働力の確保方策、持続型農業や販売戦略
を内容とした果樹産地構造改革計画（仮称）を産地自らが策定する必要があるのではないか。
- ③ 今後、国等が支援する場合には、果樹産地構造改革計画に基づいて行うとともに、一定期間経過後に評価を行ってはどうか。

エ 留意事項

- ① 産地内の合意形成のための検討体制（生産者、市町村、農協等の関係者による産地協議会等）の構築が必要である。
- ② 産地の計画策定を支援する上で、国・県による指針の提示、市町村等の調整・指導等が必要である。
- ③ 検証のタイミング、検証結果の活用方法等については、永年性作物の特性を踏まえ、今後検討が必要である。
- ④ 産地や担い手として、加工（商品開発を含む）、観光果樹園、直販等を含めた多角化及び多様な販売経路に応じた販売戦略の策定についても検討が必要ではないか。

(2) 産地における担い手の位置づけ、役割分担

ア 現状

果樹農家は、主業農家の生産シェアが68%であり、また約半数が単一経営であるが、近年の価格低迷等により所得水準は低く、果樹単一主業農家の所得は600万円（農業所得では361万円）と低い状況にある。

このような中で将来を担う農業者の育成が急務である一方、産地を先導する担い手の位置付けや、産地を構成する多様な農業者の役割が明確ではない。

イ 課題

産地内で合意形成を図り、産地における担い手やそれ以外の産地を構成する者の明確化が必要である。

ウ 今後の方向

産地協議会で検討の上、産地の担い手を明確にすることが必要ではないか。また、担い手となる農業者以外の役割や新規参入などの方針についても同様に明確にすることが重要ではないか。

エ 留意事項

果樹農業の担い手を具体的にどのように考えるべきかについては、今後、さらに検討が必要である。

※ 果樹農業の担い手として、女性就農者の役割が重要であり、家族経営協定を踏まえた検討が必要である。

(3) 生産基盤の構造改革

ア 現状

担い手を育成する上で、重要な役割を持つ基盤整備、園地集積、労働力の確保について、

① 2割強の園地が、15度以上の傾斜地に立地するとともに、園地改造等を必要とする園地も5割を超えている。

② 経営規模は拡大傾向にあるものの、主業農家平均でも1haに満たず、小規模な園地が分散して保有されている。

③ 果樹園における利用権設定・所有権移転面積は、それぞれ1%前後と極めて低い水準にある一方、放任園が増加傾向にある。

④ 摘果、収穫等、機械化が困難な作業やせん定など高度な技術が必要な作業が多く、労働集約的で、さらに60歳以上の経営者が5割を超える高齢化の進展とともに、後継者も少なく、労働力の不足が深刻化している。

⑤ 収穫時等の雇用労働力の不足が規模拡大の阻害要因となっている。等取組が遅れている状況にある。

イ 課題

① 基盤整備に当たっては、園地の傾斜、土壌条件等の園地情報を的確に把握・整備し、園地の効率的利用を促進することが必要である。

- ② 果樹生産の省力化を図り、生産性を高め、担い手への園地集積を行うためには、園地の基盤整備を加速化させることが必要である。
- ③ 園地の貸借を行う体制の充実が必要である。
- ④ 技術を要する作業については、産地内での労働力確保、一方、収穫作業等については、産地外からの労働力確保の検討が必要である。

ウ 今後の方向

- ① 担い手の育成に資する観点から、園地の基盤整備・集積、労働力確保を効率的に組み合わせた一体的な取組みが重要ではないか。
特に、担い手に園地を集積する上で、園内道整備、園地の傾斜緩和等の基盤整備が重要ではないか。その際、園地情報をあらかじめ整備することが重要ではないか。
- ② 基盤整備に当たっては、優良品種・品目への転換を一体的に実施することが重要ではないか。その際、特に過剰感のある品目については、国産果実の端境期に出荷できる品目・品種への転換、さらに、条件不利園地の廃園等園地転換を推進することが必要ではないか。
- ③ 個人単位での雇用の確保には限界があり、産地において労働力を調整するシステムの構築が必要ではないか。その際、産地協議会において、産地内で必要な労働力を作業ごとに調査・検討することが必要ではないか。また、高度な技術を必要とする労働力を確保するための取組みとして、技術講習などを推進することが必要ではないか。

エ 留意事項

- ① 病虫害発生の温床となる放任園については、植林等多様な利用法について検討が必要である。
- ② 労働力分散の観点から多品目の複合経営や加工や観光果樹園等を含めた多角化も推進することが必要である。
- ③ 外国人を含め、多様な労働力の活用についても、検討が必要ではないか。

(4) 持続型農業・その他

ア 現状

果樹生産については、機械化が困難で、労働集約的な作業が多く省力化が進んでおらず、コスト削減、高品質果実の供給、食の安全・安心などが消費者から求められている。

イ 課題

- ① 省力・低コスト化技術について、研究開発の状況を踏まえ、普及の方向性について提示することが必要である。
- ② 高品質、食の安全・安心等の多様化する消費者ニーズを踏まえた生産が必要である。

ウ 今後の方向

- ① 開発段階にある技術について整理するとともに、普及段階にある省力・低コスト栽培技術、高品質果実の栽培技術の効果的な導入を

促進することが必要ではないか。

- ② 高品質果実の生産等のためにも土づくりや環境保全型農業を推進することが必要ではないか。

エ 留意事項

- ① 果樹生産が果たす多面的機能や地球温暖化への適応方策等の持続型農業に関する検討が必要である。
- ② 果樹における環境保全型農業、鳥獣害対策等を含めた生産技術について、今後更に検討が必要である。

2 経営

(1) 需給調整

ア 現状

- ① うんしゅうみかん、りんごについては、国が全国の生産出荷見通しを公表し、生産者団体が県・生産者別に配分している。
- ② 生産調整については、おおむね計画に近い水準を実現している。
また、うんしゅうみかんは、隔年結果の是正が進展している。
- ③ 特定時期の出荷集中、品質問題等により価格低迷（うんしゅうみかんは3年連続）している。

イ 課題

- ① 生産者への目標配分は出荷実績に基づき、一律に配分する場合が多く、高品質果実を生産する担い手の生産意欲が減退している。
- ② 時期別の需給調整の導入、価格低下が懸念される際に加工仕向けを行う緊急出荷調整体制の整備等に加え、更なる取組の検討が必要である。
- ③ 出荷時期が集中しやすい早生みかんを他の品目や品種へ転換すること、低品位果実を生産する条件不利地の園地転換等が不十分である。
- ④ 全国的な需給調整を行う品目の追加があるか検討することが必要である。

ウ 今後の方向

【現行制度】※現行制度（平成13～18年度）の改善方向（以下同じ）

- ① 生産出荷量の配分方法について、販売単価や改植等の取組実績を加味することで、担い手の生産拡大を促進するとともに、価格低下の未然防止に努めるべきではないか。
- ② 時期別の出荷調整を確実に実施するための制度的な位置づけについて検討が必要ではないか。 また、生産者団体が策定する販売計画を集荷場単位まで浸透させ、出荷の進捗状況を管理・調整する仕組みを導入すべきではないか。

【今後の対策】

- ③ 早生みかんを中心に、中晩かんや普通みかん等の優良品種への転換、条件不利地における他品目への転換、廃園等園地転換を推進し、需給の改善を図るべきではないか。

- ④ 需給調整に当たっては、生産者団体が主体となった体制の整備が必要ではないか。

エ 留意事項

- ① 対策非参加農業者に対する扱いについては、対策の参加の促進を含め検討が必要である。
- ② 緊急出荷調整について、生産者団体による具体的な実施手法の整備について明らかにする必要がある。
- ③ 長期的な視点から需要動向を的確に見通し、需給調整の必要性について分析した上で、生産構造調整を含め、需給調整のあり方について、引き続き検討を深めることが必要である。

(2) 経営支援

ア 現状

- ① 経営安定対策により、短期的な価格低下に対する補てんが行われており、担い手の経営安定に一定の評価ができるものの、価格低落時に地方市場を中心に流通コストを下回る果実も出荷している実態がある。
- ② 経営安定対策では、うんしゅうみかんは3年連続、りんごは13、14年産に補てんされ、6年間(13～18年産)で192億円の国庫負担額(予定)のうち15年産までで約130億円の支出を予定している。
- ③ 経営安定対策の対象生産者は、認定農業者及び認定農業者が実質的に運営する組織となっている。
- ④ 果樹共済(災害収入共済方式)は、品質低下により価格低下を来たす果樹について、気象災害に起因する減収又は品質低下による収入減を補てんする制度であり、16年度から制度が改善され、地域指定制が廃止された。

イ 課題

- ① 経営安定対策では、気象災害でやむを得ない品質低下による価格低下もあるものの、毎年補てん対象となる県も存在する。また、低品質(低価格)の果実も補てん対象となるため、販売環境を悪化させている面がある。
- ② 経営安定対策では、価格の低下傾向が継続する場合、補てん基準価格が下がるため経営を安定させる上で十分ではないとの意見がある。
- ③ 果樹共済(災害収入共済方式)については、加入率の向上が課題である。

ウ 今後の方向

[現行制度]

- ① 生産者団体は現行以上に需給調整対策を的確に推進し、高品質果実の生産を促進することで、価格低下を防止すべきではないか。また、一定の価格水準に満たない低品位果実を補てん対象から除外すべきではないか。

- ② 補てん基準価格は、高品質果実の生産意欲を減退させることのないよう、果実の品質等が評価された市場価格を踏まえた価格設定が必要ではないか。
- ③ 果樹共済（災害収入共済方式）のメリットを生産者にPRし、加入を一層向上させるべきではないか。

[今後の対策]

- ④ 経営支援対策については、全国的な需給調整を的確に行う環境整備を前提として、効果的に担い手の経営安定に寄与する手法を、他品目の経営安定対策も検証しつつ検討すべきではないか。
- ⑤ 経営安定対策の加入契約者等を対象にアンケート調査を実施し、制度の見直しに活用すべきではないか。
- ⑥ 現行の経営安定対策、果樹共済（災害収入共済方式）等の制度内容、農家経営に対する効果について検討の上、担い手のセーフティネットとして、どのような対策が効果的なのか、また、その対象経営の捉え方について検討すべきではないか。また、その際、果樹複合経営を行う生産者の経営を安定させる方策についても検討すべきではないか。

エ 留意事項

- ① 財政事情を踏まえ、効果的な経営支援対策の検討が不可欠である。
- ② 経営安定対策の補てん基準価格は県単位だが、果樹共済（災害収入共済方式）は個人ごとに実損を補てんするため、担い手に応じた対応も可能である。
- ③ 担い手の明確化を踏まえ、経営支援対策については引き続き検討を深めることが必要である。

3 流通

(1) 流通コスト

ア 現状

- ① 果実については、小売価格に占める生産者手取りは4割程度であり、流通段階での経費が6割程度である。
- ② 一層のコストの低減と効率化を図る観点から、流通の各段階においては取引の電子化が促進されている。

イ 課題

- ① 流通面でのコスト低減等に対応した規格の簡素化や通いコンテナ等の流通システムの確立に向けた検討が必要である。
- ② 生産から小売りまでの取引の電子化のメリットを生かした物流の効率化が重要である。また、一個単位での価格設定も可能となる流通システムの確立も必要である。

ウ 今後の方向

- ① 野菜の取組を念頭に、現行の外観を重視した全国標準規格を廃止し、新たに生産出荷団体による規格の簡素化を進めるべきではないか。一方、内部品質を重視した規格の設定について検討すべきではないか。
- ② 通いコンテナ等の流通システムの導入を促進するとともに、利用コストの縮減、産地の識別方法の確立が必要ではないか。
- ③ 一貫した取引の電子化を一層推進するとともに、取引EDI、無線ICタグ、生鮮JANコード等を活用し、取引情報と物流の効率化を推進すべきではないか。
- ④ トレーサビリティシステムの導入に当たっては、流通コストの上昇につながらないように検討すべきではないか。

エ 留意事項

- ① 流通コストを明確化し、産地においてもコスト意識を持って流通コストの低減に取り組むことが必要である。
- ② 多段階での利用が可能となる通いコンテナの回収システムの確立や規格の統一等が必要である。

(2) 果実の輸出

ア 現状

かつて生鮮果実の輸出は、うんしゅうみかん、なしを中心に5万トン近くあったが、円高の影響、輸出先国での他国産との競合により、最近では1万トン程度で推移していた。その後、平成14年の台湾のWTO加盟等により輸出が増加し、15年は2万6千トン（対前年比132%）となっている。

イ 課題

- ① 輸出を促進する上で必要な情報の効率的な収集及びその共有化が必要である。

- ② 海外市場における幅広い需要の確保及びブランドイメージの確立が重要であるとともに、高品質果実の継続的かつ安定的な輸出体制の整備が必要である。
- ③ 相手国の検疫条件や市場アクセス手続き等で輸出が阻害される事例がある。

ウ 今後の方向

- ① 生産者団体、都道府県、JETRO等関係機関が連携し、輸出に必要な情報の共有化を図り、輸出を一体的に推進する体制を整備すべきではないか。
- ② 高品質国産果実の優位性を活かし、新たな海外市場開拓、日本産ブランドとしての統一した出荷表示等を推進すべきではないか。
- ③ 産地間の連携等により販売期間を拡大するとともに輸出に適した集出荷・貯蔵体制を整備すべきではないか。

エ 留意事項

- ① 品種育成者や産地・企業ブランドの知的財産権の保護についても、対応が必要である。
- ② 各国の輸出阻害要因を分析し、輸出環境改善の努力を一層強化すべきではないか。

4 加工

(1) 国産加工品の位置付け

ア 現状

我が国では、生食用に向かない規格外品を中心に加工原料として仕向けられ（出荷量の1割強）、生食用果実の需給調整機能に一定程度の役割を果たしている。

一方、果汁の輸入自由化を契機として、国産加工品の生産は大きく減少している。

イ 課題

- ① 国産果実の生産において、加工用途の位置づけ、役割を明確にすることが必要である。
- ② 加工原料用果実を安定的に加工業へ供給することが重要である。

ウ 今後の方向

- ① 果樹生産に伴い不可避免的に発生する加工原料用果実を今後とも利用するため、我が国の技術を生かしたストレート果汁等の高品質加工品を生産すべきではないか。
- ② 安定供給のため、果汁原料用のみかん等や缶詰原料用のもも等の加工原料用果実を対象に、生産者団体と加工業者との長期取引契約を引き続き推進すべきではないか。

(2) 果実加工業の基盤強化

ア 現状

みかん果汁工場は、低価格で輸入されるオレンジ果汁の影響で販売環境が悪化し、経営が厳しいため、飲料製品の受託製造等により、工場経営を安定させている。

一方、一部に、健康機能性成分を増量した商品も開発され、経営の安定に貢献している。

イ 課題

- ① ストレート果汁等高品質果汁の生産は、設備能力の問題もあり伸び悩んでいる。
- ② 健康志向に合った需要を開拓する必要がある。

ウ 今後の方向

- ① コスト低減、高品質果汁生産へのシフト等の合理化を推進すべきではないか。特に、搾汁量が減少している工場は、再編も視野に入れた合理化を図るべきではないか。
- ② 機能性成分を損なわないような商品開発を推進すべきではないか。

エ 留意事項

加工に適する原料果実の確保や製造・保管における高度管理システムの導入が必要である。

(3) 加工品の表示

ア 現状

果実飲料の原料原産地表示については、「食品の表示に関する共同会議」において義務表示対象品目としないことが決定された。

イ 課題

消費者に国産原料使用の加工品であることをPRすることが必要である。

ウ 今後の方向

果実飲料の義務表示対象化を引き続き検討するとともに、当面、製造業者が国産品として強調表示することを推進すべきではないか。

(4) その他(果汁以外の加工品の需要拡大)

ア 現状

ジャム、缶詰については、国産原料を使用した高級商材としての販売も一部見られる。

イ 課題

輸入品に対抗できる国産加工品の差別化が必要である。また、そのためにも国産原料用果実の素材特性を生かした果実加工品を開発することが必要である。

ウ 今後の方向

国産原料100%等の高付加価値商品として、生産・販売を図るべきではないか。

エ 留意事項

消費者の加工品に関する国産と輸入に関する意識、評価の分析を更に進める必要がある。

5 消費

(1) 食生活の変化及び「食」に対する意識の変化

ア 現状

- ① 食料摂取は飽和水準が継続するなか、欠食習慣の拡大など食生活の乱れが懸念されているが、果実の摂取量は、近年横ばいで推移しており、厚生労働省が定めた一日当たり目標摂取量150gに対し現状は124gにすぎない。特に若年層で極端に少なく、世界的に見ても我が国の摂取量は少ない（最高摂取国ギリシャの4割程度）。
- ② 家族構成の変化や生活スタイルの多様化等により、食の外部化、簡便化志向が進展している。また、安全・安心に対する関心の高まりや健康志向等、消費者ニーズは多様化している。

イ 課題

- ① 果実を摂取することの重要性の再認識、果実の持つ健康機能性等の的確な情報を消費者に提供することが必要である。
- ② 食の外部化、簡便化志向、安全・安心等消費者・実需者ニーズへの対応や消費者等への的確な情報提供が必要である。

ウ 今後の方向

- ① 「毎日くだもの200g運動」の効果的な推進により、年代別、男女別、目的別に果実の持つ健康機能性等の情報を効果的にPRし、毎日の食生活に国産果実の定着を図るべきではないか。
- ② 国産果実のカットフルーツ、外食産業等への導入やコンビニ等での販売について推進すべきではないか。また、食材としての活用についても推進すべきではないか。
- ③ 「食べ易さ」に着目した新品種の育成・普及を促進すべきではないか。
- ④ 生産サイドと販売サイドとの連携を強化し、生産者サイドが多様な消費者ニーズを的確に捉えた販売戦略を再構築するとともに、安全・安心、品質、食べ頃、保存方法等を消費者等にアドバイスする取組を推進すべきではないか。

エ 留意事項

- ① 今回、くだものの消費に関するアンケート調査を実施したところであるが、その結果の分析及び現状を踏まえ、消費拡大の効果的な推進方策について、更に検討することが必要である。また、カットフルーツに国産果実を導入する際には、コスト、衛生・品質面での検討が必要である。
- ② 果樹産地としても自ら消費拡大に取り組むべきではないか。

(2) 販売・流通形態の変化

ア 現状

- ① 果実の流通の8割は卸売市場を経由するものであるが、その割合は年々減少しており、全農等市場を通さない独自の取引、宅配、産地直販施設、インターネット上での販売等の流通が多様化している。

また、量販店の販売シェアの拡大、世帯員数の減少等に対応したばら売り、少量販売等販売形態も多様化が進んでいる。

- ② 産地でも商品特性を活かした「ブランド品」や「こだわり商品」への取組を進めている。

イ 課題

- ① 対面販売が減少しており、消費者への的確な情報提供や消費者ニーズに対応した販売形態による対応が必要である。
- ② 産地においても、流通の多様化に対応して、消費者ニーズを踏まえた積極的な販売戦略を策定することが重要である。
- ③ 「ブランド品」や「こだわり商品」については、消費者との信頼関係の構築が重要であり、安定した品質の商品提供が必要である。

ウ 今後の方向

- ① 量販店の販売シェアが拡大する中、消費者に信頼性の高い商品を提供するため、品質等の情報を提供する取組を積極的に進めるとともに、品質管理体制を一層強化すべきではないか。
- ② 果実専門店、デパート、量販店、青果店、コンビニ、産地直販施設等ごとの販売形態に合わせて、果実の品質や出荷形態を検討する等の対応を産地側から進めるべきではないか。
- ③ 卸売市場法の改正に対応し、産地でも「ブランド品」や「こだわり商品」を開発し、多様な流通ルートを用いた積極的な売り込みを図るべきではないか。
- ④ 宅配やインターネット取引では、信頼度の高い商品提供、確実な集金方法、個人情報保護の観点に立ち、システムを構築することが必要ではないか。

エ 留意事項

情報提供に要するコスト負担のあり方に留意することが必要である。

(3) 品目の多様化

ア 現状

- ① 多様な果実が輸入されているが、国産果実の出荷量が少ない時期に輸入量が増大している。
- ② 果汁飲料の消費量は他の飲料との競合もあり、伸び悩みの状況であるが、地域特産品認証表示により、48品目の果実加工品が地域特産品として認証されている。

イ 課題

- ① 「旬」や「品質の良さ」等、輸入品と比較した場合の国産果実の優位性を発揮させることが必要である。
- ② ストレート果汁等の国産果実加工品の持つ健康機能性等のPR、地場産果実の良さを活かした加工品の需要の拡大が必要である。

ウ 今後の方向

- ① 産地として、需要に見合った生産構造へ転換し、産地ブランドを確立するとともに国産果実の出荷の少ない3月～5月に出荷できる晩かん類の新品種への転換等により高品質果実の周年供給体制を確立すべきではないか。
- ② 国産果実加工品に特に豊富に含まれる健康機能性分等を解明し、PRするとともに（例えば、うんしゅうみかんのβ-クリプトキサンチン）、「旬」を強調した果実の販売、地域に密着した特産果実や産地が取り組む加工品の地産地消を推進すべきではないか。

(4) 食育

ア 現状

ファストフード等で育った世代が親となり、次世代へ「食」の重要性が的確に伝達するか懸念される。また、学校給食への国産果実の導入は、コスト面等から単発的な取組にとどまっている。

イ 課題

幼稚園、保育園等幼少期からの果実摂取の定着化や学校給食への国産果実の定着化が必要である。

ウ 今後の方向

- ① 「総合的な学習の時間」を活用した果実の健康機能性等の児童生徒への理解の促進を図るとともに、その保護者へも理解の促進を図るべきではないか。
- ② 学校給食へ国産果実を提供するに当たっては、産地ごとに学校給食関係者や教育委員会との連携を図り、定着化を推進すべきではないか。

エ 留意事項

- ① 食育の推進方法と内容について、さらに検討することが必要である。
- ② 保育園・幼稚園等の幼児や小・中学校の生徒及びその保護者に向けた積極的な取組に当たり、文部科学省、厚生労働省等との連携が必要である。

※ なお、流通・加工・消費については、特に消費者ニーズを踏まえ、関連産業との連携策を構築することが必要である。

おわりに

本部会は、本年２月に農林水産大臣から現行基本方針の変更に留意すべき事項について諮問を受けて、果樹部会の下に設置された「産地・経営小委員会」及び「需給小委員会」における専門委員の方々の意見を基に、果樹農業における生産、流通、加工、消費及び需給調整・経営安定対策に関して、今後の果樹農業の施策の検討方向についての基本的な考え方を、「中間論点整理」として、論点ごとにポイントを取りまとめたものである。

今後、本部会は、この中間論点整理で取りまとめた論点について議論を深め、食料・農業・農村政策審議会における基本計画の検討状況等を踏まえつつ、経営の安定を図るための対策における対象経営の捉え方、需給調整・経営安定対策を含めた我が国の果樹政策のあり方について議論を進めていくことが必要と考えられる。

さらに、「果樹農業振興特別措置法（昭和３６年法律第１５号）」に基づき果樹農業振興基本方針に定めることとされている「果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標」、「栽培に適する自然的条件に関する基準」等の事項について議論・検討を行い、策定において留意すべき事項について、答申を行うこととしている。